

令和8年度ニホンザルの管理及びアカゲザルの防除業務委託仕様書

第1 目的

「第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」（以下、「第5次特定計画」という。）及び「第3次千葉県アカゲザル防除実施計画（仮）」（以下、「第3次防除計画（仮）」といふ。）に基づき、ニホンザルの地域個体群の保全及び被害の軽減を目的に、生息状況調査及びニホンザルとアカゲザルの交雑対策等による管理を行うとともに、アカゲザル及びアカゲザルとニホンザルとの交雑個体（以下「アカゲザル等」といふ。）の完全排除を目的とする。

第2 対象種

ニホンザル等（ニホンザル、アカゲザル、ニホンザルとアカゲザルの交雑種）

第3 事業の実施場所

第5次特定計画及び第3次防除計画（仮）において管理又は防除を行うこととされている区域。

第4 業務内容

1 第5次特定計画に基づくニホンザルの管理に関する業務 (以下、「ニホンザル管理業務」という。)

(1) 捕獲（交雑対策・発信器装着）

ア 捕獲方法

交雫対策または発信器装着のため、千葉県のニホンザル生息域内において大型檻既存3基、小型檻、麻醉銃等による捕獲を行う（捕獲想定頭数：約100頭）。

交雫対策のための捕獲の実施地域は南房総市及び鋸南町を想定しているが、詳細は県と協議の上で決定する。

既存の大型檻3基のうち1基程度については、群れの捕獲状況等を考慮した上で移設の実施を想定するが、詳細は県と協議の上で決定する。

大型檻の移設及び小型檻の設置にあたっては、土地所有者等の承諾を得ることとし、承諾に係る事務手続き等については、原則として受託者が行うものとする。

経年劣化により、暴風雨等で破損する恐れのある大型檻については県と協議の上、トタン、垂木の修繕や基礎部分の補強等を実施すること。

全大型檻設置場所の賃借料等や土地賃貸借契約にあたっての費用については、業務委託費の中から支払うものとする。

捕獲は、大型檻及び小型檻の設置場所選定、餌付け、檻稼働期間を含

めて通年実施すること。

大型檻での捕獲を効率的に進めるため、ネットワークカメラで檻内外の映像の確認が可能で、遠隔操作により檻の扉を閉めることができる機器を設置し、捕獲の効率向上に努める。なお遠隔操作機器の通信費等のシステム利用料は受託者が支払うこととする。

捕獲の実施にあたり周知が必要な場合は、県及び関係機関と内容や方法を協議の上、周知資料の作成、印刷、配布等を行う。

錯誤捕獲した場合の対応については、事前に県及び関係市町と協議すること。

イ 捕獲個体の交雑判定・処置

捕獲した個体については、外部計測や採血、写真撮影等の個体調査を行い、交雑判定を行う。

交雑判定は、形態（相対尾長、体毛色等）により判定を行う。アカゲザル及びニホンザルとアカゲザルとの交雑個体（以下、「アカゲザル等」という。）と判定された個体は、交雑防止のため避妊・去勢処置を施したのち、発信機の装着を検討の上、放獣するか、安楽殺処分する。

ニホンザルと判断される個体については、群れの状況に応じて、農作物等の被害防止及び分布拡大防止のため安楽殺処分するか、発信器の装着を検討の上、放獣する。

(2) G P S発信器の装着・放獣

発信器は、第4. 1 (1)アにおいて捕獲した個体、並びに市町が実施する生体捕獲事業で捕獲された個体を対象に、原則として成獣メスに装着する。装着にあたっては、保定や麻酔等の適切な処置を行い、装着した個体については、外部計測や採血、写真撮影等の個体調査を行った上、アカゲザル等の場合は避妊・去勢処置を施して放獣する。発信機装着済みの個体が再捕獲された場合は、機器の状態を確認し、故障等が見つかった場合は、交換し、放獣すること。ただし、継続調査に適さない場合は安楽殺処分すること。放獣する場所は捕獲地点とし、捕獲個体が速やかに群れと合流することに努める。発信機はG P S発信機を用い、装着頭数は10頭を目標とする。G P S装着頭数に変動があるため、発信器の装着費用（発信器の機材費を含む）は1頭あたりの単価契約とし、実績払いとする。

(3) 生息状況調査

ア 群れの追跡調査

2ヶ月に1回程度（5月から2月までの10ヶ月を想定）、本年度までに装着されたG P S発信器装着個体について、受信機等を用いて追跡し、

測位データの回収を行う。調査にあたっては、各群れの位置、行動域、個体数、構成個体の外見的特性、利用環境、被害状況、加害レベル等を記録の上、集計、分析し、表や図等により取りまとめる。加害レベルの判定は別紙「加害レベル判定表、加害レベル表」により行う。

イ 個体数カウント調査

全頭捕獲を方針とする群れを対象とし、群れの頭数や性・齢クラスの構成等の捕獲に必要な情報を収集することを目的に、個体数カウント調査を実施する。

調査にあたっては4人程度の調査員を想定し、一人あたり10人日程度実施することを想定する。調査を実施する際には、必要に応じてビデオカメラ等を用いて群れを記録する。

なお、調査対象の群れについては、県と協議の上決定すること。

(4) 交雑モニタリング

ア 交雑広域モニタリング（写真判定）

交雑状況の把握のため、有害鳥獣捕獲個体の写真を用いて、交雑判定を行う。判定は体毛色、相対尾長等により行う。

判定対象は、以下の市町における有害鳥獣捕獲個体写真を予定している。

【判定対象】

令和7年度の有害捕獲個体写真

市原市、勝浦市、大多喜町、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、君津市、富津市のうち、対象市町を県と協議して決定。

見込み頭数：約600頭

必要に応じて判定対象の写真を保管する市役所や町役場等を訪問し、写真を収集もしくは閲覧する。

判定結果は、集計、分析し、表や図等により取りまとめる。なお、平成29年度から令和7年度業務の調査結果と合わせて取りまとめるこ

イ 遺伝子分析用サンプルの収集・保管

次期特定計画策定前に遺伝子分析を実施するためのサンプルとして有害鳥獣捕獲個体の一部（尾等）を協力が得られた市町から収集し、保管する。

サンプルを収集する手続きは県や市町と協議の上で決定することとし、収集に必要な費用（サンプルの郵送料など）や保管に係る費用（フリーザーや電気代等）は受託者が負担する。

ウ 遺伝子分析

令和3年度から令和7年度の市町から収集した遺伝子分析用サンプル（有害鳥獣捕獲個体の一部（尾等））及び本事業での捕獲個体の血液サンプルのうち、約600サンプルについて、新霊長研方式により遺伝子分析を行い、交雑判定を実施する。分析対象とするサンプルは県と協議して決定する。

判定結果は、集計、分析し、表や図等により取りまとめる。

(5) 第6次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）素案作成

第5次計画の改定素案を作成するとともに、必要なデータ整理や分析を行う。

また、県が開催する千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会（1回）及び有識者ヒアリング（2回）に出席する。

小委員会及びヒアリングに必要な資料は受託者が作成・印刷し、小委員会開催後及びヒアリング開催後、1週間程度以内に議事概要をそれぞれ作成する。

なお、小委員会及びヒアリングで出た意見を踏まえ、適宜、第6次計画の改定素案を修正すること。

会場については、県庁もしくは県庁周辺の会議室を予定している。

(6) 年度実施計画素案の作成

第5次特定計画に基づき、県が作成する年度実施計画素案を作成する。作成にあたっては、適宜、県と協議を行う。

(7) 捕獲実施計画の作成補助

第5次特定計画に基づき、市町が作成する捕獲実施計画について、計画内容の検討・精査・アドバイス等の作成補助を行う。

(8) サル管理研修会の開催・市町担当者会議への出席

第5次特定計画における群れ管理の考え方や実践方法に関する行政担当者の理解度向上を図るため、市町や県出先機関等の担当者を対象として、サル管理に関する研修会を1回開催する。

また、県が開催する市町担当者会議（1回）に出席し、専門的知見の情報提供や助言を行う。

研修会の内容及び担当者会議における情報提供の内容は、県と協議の上で決定する。必要な資料は受託者が作成・印刷し、開催後に実施報告を作成する。

(9) 業務打ち合わせ

業務の実施にあたって、4回程度、自然保護課またはニホンザル生息市町等において県と打ち合わせを行う。

- ・ニホンザルの管理に関する委託内容について（4月頃）
- ・第6次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）案に係る有識者ヒアリングについて（8～9月頃）
- ・令和8年度ニホンザル生息状況調査等業務委託の中間報告並びに令和9年度年度実施計画案について等（11月頃）
- ・本事業終了時の結果とりまとめについて（2月頃）

(10) 月例報告

毎月の業務実施状況について、Microsoft ExcelまたはMicrosoft Wordファイルに取りまとめ、翌月10日までに提出する。ただし、3月分については提出不要とする。なお、記録項目については、県と受託者が協議した上で決定すること。

2 第3次防除計画（仮）に基づくアカゲザル等の完全排除に関する業務 (以下、「アカゲザル等完全排除業務」という。)

(1) 捕獲（防除・発信機装着）

ア 捕獲方法

防除及び発信機装着のため、アカゲザル生息区域内において大型檻既存28基・新設2基、小型檻、麻酔銃等による捕獲を行う。

既存の大型檻のうち群れの捕獲状況等を考慮した上で移設の実施を想定するが、詳細は県と協議の上決定する。

経年劣化により、暴風雨等で破損する恐れのある大型檻（2基程度を想定。）については県と協議の上、トタン、垂木の修繕や基礎部分の補強等を実施すること。

大型檻及び小型檻の設置・移設にあたっては、土地所有者等の承諾を得ることとし、承諾に係る事務手続等については、原則として受託者が行う者とする。

全大型檻設置場所の賃借料等や土地賃貸借契約にあたっての費用については、業務委託費の中から支払うものとする。

捕獲は、大型檻及び小型檻の設置場所選定、餌付け、檻稼働期間を含めて通年実施すること。

各種檻について、餌の種類・量、見回り及び餌の交換・補充の年月日、稼働年月日、餌付き状況などを記録し、集計・分析すること。

大型檻での捕獲を効率的に進めるため、ネットワークカメラで檻内外の映像の確認が可能で、遠隔操作により檻の扉を閉めることができる機器を設置することや、捕獲されたアカゲザル等の一部を1週間から1か月程度、檻内部に留め置き、おとり捕獲を実施するなど、捕獲の効率向上に努める。なお遠隔操作機器の通信費等のシステム利用料は受託者が支払うこととする。

捕獲の実施にあたり、周知が必要な場合は、県及び関係機関と内容や方法を協議の上、周知資料の作成、印刷、配布等を行う。

錯誤捕獲した場合の対応については、事前に県及び関係市町と協議すること。

イ 捕獲個体の処置

捕獲した個体については、外部計測や採血、写真撮影等の個体調査を行うこと。

アカゲザル等と判定された個体は、交雑防止のため避妊・去勢処置を施したのち、発信機を装着し放獣するか、安楽殺処分する。

(2) G P S発信機の装着・放獣

発信器は、第4. 2(1)アにおいて捕獲した個体を対象に、原則として成獣メスに装着する。装着にあたっては、保定や麻酔時の適切な処置を行い、装着した個体については、外部計測や採血、写真撮影等の個体調査を行った上、避妊・去勢処置を施して放獣する。発信機装着済みの個体が再捕獲された場合は、機器の状態を確認し、故障等が見つかった場合は、交換し、放獣すること。ただし、継続調査に適さない場合は安楽殺処分すること。放獣する場所は捕獲地点とし、捕獲個体が速やかに群れと合流することに努める。発信機はG P S発信機を用い、装着頭数は16頭を目標とする。G P S装着頭数に変動があるため、発信器の装着費用（発信器の機材費を含む）は1頭あたりの単価契約とし、実績払いとする。

また、発信器の装着個体が1頭以下の群れ及び過去2年以内に装着した個体がない群れについては、継続的な追跡が可能となるよう個体の確保に努めること。

(3) 生息状況調査

ア 群れの追跡調査

群れの分布の全体像、各群れの行動域や行動経路、個体数等を把握し、捕獲を効率的に進めるため、本年度までに装着されたG P S発信機装着個体について、受信機等を用いて追跡し、群れの集中利用地域を調査する。目視できた場合には、頭数や性・齢クラスなど群れ捕獲に必要

な情報を記録する。

また、調査結果を解析して作成した群れの集中利用地域の地図等は、成果品である報告書に記載すること。

イ 個体数カウント調査

発信機が装着されている群れのうち2～3群を対象とし、4人程度の調査員の目視による個体数カウント調査を1人あたり5日程度実施する。調査を実施する際には、必要に応じてビデオカメラ等を用いて群れを記録する。また、行動域内に道路等が無く、目視によるカウントが難しい群れ2群程度について、自動撮影カメラを活用し、群れの個体数の把握を試みること。

自動撮影カメラの設置にあたっては、土地所有者等の承諾を得ることとし、承諾に係る事務手続き等については、原則として受託者が行う者とする。なお、自動撮影カメラは受託者が用意し、交換用の記録メディア及び電池は受託者の負担とする。

ウ 群れの根絶確認

群れの残存頭数が10頭程度になっている群れに対して、根絶を確認するための手法を検証すること。期間は2か月程度とし、自動撮影カメラ20台程度を用いて、頭数に応じた撮影枚数等のデータを集積し、根絶の確認のために必要なカメラ台数や設置方法等について検証していく。なお、自動撮影カメラは受託者が用意し、交換用の記録メディア及び電池は受託者の負担とする。

なお、ア～ウの調査にあたっては、地元住民から寄せられる目撃情報等も参考にすること。

(4) ステーション管理

捕獲用機材や南房総市内での殺処分個体の一時保管等のために県が南房総市内において借用する施設があるが、施設管理者から光熱水費や消防設備及び浄化槽設備等の点検等の維持管理費用の請求があった場合は支払うこと。

(5) 事業実施方針の作成

前年度事業の調査・捕獲結果を踏まえた事業評価を行い、令和8年度の捕獲目標を含めた事業実施方針（案）を作成する。

(6) 地元説明会の開催及び地元住民への普及啓発の実施

地域住民と協力・連携し、円滑かつ効果的に防除を進めるため、地元説明会を1回開催する。

また、地元住民の防除事業への理解を醸成するため、事業内容を進捗状況をとりまとめた資料をMicrosoft Wordファイルで作成し、電子データを県に提出とともに、印刷した書面を関係地域へ配布すること。

なお、関係地域への配布方法については受託者が関係市と直接協議すること。

(7) 業務打合せ等

業務の実施にあたって、5回程度、自然保護課又はアカゲザル生息域地元等において県と打合せを行う。また、県が実施する関係者との打ち合わせに同席する。なお、出席した打合せ、会議については概要を取りまとめて提出すること。

打合せは以下を想定している。

- ・アカゲザルの防除に関する委託内容について（4月）
- ・地元関係者（市役所職員等）との打ち合わせ（4～5月）
- ・令和7年度事業評価についての有識者ヒアリング
- ・アカゲザル防除連絡会
- ・事業終了時の結果とりまとめについて（2月）

(8) 月例報告

毎月の業務実施状況について、Microsoft ExcelもしくはWordファイルによりまとめ翌月10日までに提出する。ただし、3月分のとりまとめについては提出不用とする。また、記録項目は、県と受託者が協議した上で決定する。

第5 成果品について

「第4. 1 第5次特定計画に基づくニホンザルの管理に関する業務」及び「第4. 2 第3次防除計画（仮）に基づくアカゲザル等の完全排除に関する業務」について、それぞれ以下のとおり作成すること。

- ・業務報告書：1部
- ・報告書概要：1部

※業務報告書の概要をA4サイズ1枚程度で作成したもの。

- ・業務報告書、図表類、捕獲個体データ、発信器装着個体データ、檻及び自動撮影カメラ設置地点一覧、テレメトリー調査で得たG I Sデータ、自動撮影カメラ調査で得た画像データ及びその他の調査関係データ等の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM）：1式

なお、全捕獲個体について、次のデータをMicrosoft Excelファイルにとりまとめること。

【捕獲個体のデータ項目】

- 捕獲通番号
- 捕獲年月日
- 捕獲場所（市町村、メッシュ番号、鳥獣保護管理ユニット）
- 捕獲方法（檻の種別等）
- 所属群（推測可能な場合）

- 性別
- 年齢
- 体重
- 体長
- 尾長（アカゲザル等完全排除業務に限る）
- メスの場合妊娠の有無
- 交雑判定結果（形態判定）（ニホンザル管理業務に限る）
- 捕獲後の処置（放棄・安楽殺）
- 新規捕獲・再捕獲の別

ただし、再捕獲個体で個体識別ができる場合は、性別、体重及び体長の計測、記録は省くことができる。

発信器装着個体は、次のデータを Microsoft Excel ファイルにとりまとめること。

- 個体名
- 発信器新規装着・交換・交換なしの別
- 発信器を新規装着または交換した場合は、装着または交換年月日
- G P S 発信器を装着した場合、色、機種、シリアルナンバー、チャンネル、測位スケジュール

第6 その他

1 安楽殺処分後の処分

本事業により捕獲したアカゲザル等の個体（死骸、体液等全てを含む）の処分については、「第3次防除計画（仮）」に則して、焼却等により適正に処分すること。

なお、捕獲個体は、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合には、これを活用することとするが、この場合、別途県と協議し、了解を得ること。

2 感染症等、安全性の確保

- ・本業務に従事する者への感染症等の予防に関する安全教育を徹底とともに、実施にあたっては、安全性の確保を十分に図ること。
- ・従事する者が咬傷等の怪我をした場合は、速やかに医師の診断を受け、県に報告すること。
- ・事業実施期間については、保険等に加入することとし、狩猟期間（1月15日から2月15日）は、安全対策に特に留意すること。
- ・業務開始にあたり、事業の実施工程、各業務の担当責任者、事故時の緊急連絡体制表を記載した業務計画書を作成し、県に提出すること。

3 成果品の取り扱い

本業務の成果にかかる一切の権利は千葉県に帰属するものとし、千葉県の許可なく他者に公開してはならない。

4 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

5 疑義・発注者協議

受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、県と速やかに協議しその指示に従うこと。

別紙

加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるため見かけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的に見かけるときがある	2~3頭程度の出没が多い	遠くにいても、人が近付くと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺で見かける
2	通年、週1回程度どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合は逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週2~3回近くどこかの集落で見かける	10~20頭程度の出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を破損する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、又は、人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化

加害レベル表

加害レベル 合計ポイント	
0	0
1	1~2
2	3~7
3	8~12
4	13~17
5	18~20